

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をいかに公布する。

平成二十五年十一月十二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十四号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五号の様式その一（第一号）（第三号）の二（第一号）（第二号）の三（第一号）の四（第一号）の五（第一号）の六（第一号）の七（第一号）の八（第一号）の九（第一号）の十（第一号）の十一（第一号）の十二（第一号）の十三（第一号）の十四（第一号）の十五（第一号）の十六（第一号）の十七（第一号）の十八（第一号）の十九（第一号）の二十（第一号）の二十一（第一号）の二十二（第一号）の二十三（第一号）の二十四（第一号）の二十五（第一号）の二十六（第一号）の二十七（第一号）の二十八（第一号）の二十九（第一号）の三十（第一号）の三十一（第一号）の三十二（第一号）の三十三（第一号）の三十四（第一号）の三十五（第一号）の三十六（第一号）の三十七（第一号）の三十八（第一号）の三十九（第一号）の四十（第一号）の四十一（第一号）の四十二（第一号）の四十三（第一号）の四十四（第一号）の四十五（第一号）の四十六（第一号）の四十七（第一号）の四十八（第一号）の四十九（第一号）の五十（第一号）の五十一（第一号）の五十二（第一号）の五十三（第一号）の五十四（第一号）の五十五（第一号）の五十六（第一号）の五十七（第一号）の五十八（第一号）の五十九（第一号）の六十（第一号）の六十一（第一号）の六十二（第一号）の六十三（第一号）の六十四（第一号）の六十五（第一号）の六十六（第一号）の六十七（第一号）の六十八（第一号）の六十九（第一号）の七十（第一号）の七十一（第一号）の七十二（第一号）の七十三（第一号）の七十四（第一号）の七十五（第一号）の七十六（第一号）の七十七（第一号）の七十八（第一号）の七十九（第一号）の八十（第一号）の八十一（第一号）の八十二（第一号）の八十三（第一号）の八十四（第一号）の八十五（第一号）の八十六（第一号）の八十七（第一号）の八十八（第一号）の八十九（第一号）の九十（第一号）の九十一（第一号）の九十二（第一号）の九十三（第一号）の九十四（第一号）の九十五（第一号）の九十六（第一号）の九十七（第一号）の九十八（第一号）の九十九（第一号）の百（第一号）

より定められる商業手形の基準割引率は年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）で計算します。」と置く。

注 不足金額については、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間に及び、次ににより計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- 1 延滞金額は、不足額について年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年における、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）として計算します。
 - 2 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるときは又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てて延滞金額を計算します。
 - 3 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるときは又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。
- （教示）
- 1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 - 2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内では

あつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十一号法律第一〇二条第一項第三号「年14.6パーセントの割合」を「年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」と改定する。

第二十一号法律第一〇二条第一項第三号「年14.6パーセントの割合」や「年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」と改定する。

と改定する。

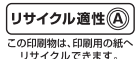
第二十一号法律第一〇二条第一項第三号「年14.6パーセントの割合」を「年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」と改定する。

第二十一号法律第一〇二条第一項第三号「年14.6パーセントの割合」や「年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）」と改定する。

と改定する。

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(税
務
課)



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷